

配水管等自費工事施行承認書

第 号 年 月 日	
住所 氏名	
様	
年 月 日付け申請のあった配水管等自費工事施行承認申請については、次の条件を付して承認する。	
小田原市水道事業 小田原市長	
印	
工事名	
工事場所	小田原市
工事目的	
工事概要	配水管 管種 ・口径 ・延長 m
承認条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 工事着手前に、道路管理者への協議申請による道路掘削占用等許可及び道路交通法の規定による所轄警察署長の道路使用許可を受けること。また、所轄消防署長に道路工事届出書の提出を行い、各書面の写しを配水管等自費工事着手届に添付すること。</li> <li>2 工事着手前に、配水管等自費工事使用材料確認願いを提出し、上下水道局職員立会による使用材料の確認を受けること。</li> <li>3 施工3日前までに、配水管等自費工事着手届を、工事終了後7日以内に配水管等自費工事完成届を提出し、完成検査を受けること。また、配水管等譲渡届を提出すること。</li> <li>4 配水管等自費工事施行承認申請書の記載事項（図面を含む。）に変更が生じた場合は、速やかに変更の承認を受けてその指導に従うこと。</li> <li>5 他企業者の埋設管等が工事施工路線に埋設されている又は同時に埋設される場合は、上下水道局職員及び関係企業者に連絡し、その指示に従って施工すること。</li> <li>6 施工にあたっては、市街地土木工事公衆災害防止対策要綱等の関係指導令、要綱等に基づき施工すること。</li> <li>7 配水管等自費工事完成届には、工事写真、完成図書一式（竣工図、オフセット図等）を添付すること。</li> <li>8 配管作業に従事する者は、（公社）日本水道協会が開催する耐震管又は（一社）日本ダクタイル鋳鉄管協会が開催する耐震管の技能講習修了証の交付を受けたものとする。また、配水用ポリエチレンを使用する場合は配水用ポリエチレンパイプシステム協会の施工講習受講証の交付を受けたものとする。施工にあたっては、適正な施工管理のもと継ぎ手毎に測定を行い結果をチェックシートに記録し提出すること。</li> <li>9 工事着手前に、近隣への工事周知を十分行うこと。</li> <li>10 誓約書を厳守すること。</li> <li>11 その他上下水道局職員と適宜協議すること。</li> </ol>
市監督員	

